

## 東京都消費者月間実行委員会規約

### (名称)

第1 令和3年度(2021年度)東京都消費者月間事業に関する協定第3条に基づき設置する組織の名称を東京都消費者月間実行委員会(以下「実行委員会」という。)とする。

### (目的)

第2 実行委員会は、都民の消費者としての自覚を促し、消費者の権利の確立と定着とを図り、消費者問題の解決を促進するために開催する東京都消費者月間事業を円滑に実施することを目的とする。

### (事業)

第3 実行委員会は、第2の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 令和3年度東京都消費者月間事業の実施に関すること。
  - 二 その他目的達成に必要な事項に関すること。
- 2 事業の実施に当たっては、令和3年度東京都消費者月間事業に関する協定によるほか、本規約に定めるところによる。

### (構成)

第4 実行委員会は、東京都消費者月間団体連絡会議と東京都から選出された者をもって構成する。

### (役員)

第5 実行委員会に、委員長1名、副委員長2名、会計監査2名を置く。常任委員は事務局長1名を置き、事務局次長は2名まで置くことができる。

- 2 委員長、副委員長、常任委員は実行委員会において委員の中から選任する。
- 3 副委員長は、東京都消費者月間団体連絡会議から1名及び東京都職員から1名を選任する。
- 4 常任委員のうち、事務局長1名は東京都消費者月間団体連絡会議から選任し、事務局次長2名は東京都職員から1名を選任するほか、東京都消費者月間団体連絡会議から1名を選任することができる。
- 5 会計監査は、東京都消費者月間団体連絡会議から1名及び東京都職員から1名を選任する。
- 6 委員長、副委員長、常任委員が選出された団体は、実行委員を補充することができる。

(職務)

- 第6 委員長は、実行委員会を代表し、業務を総括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 3 会計監査は、実行委員会の会計を監査する。
  - 4 常任委員は、事務局長及び事務局次長を兼任する。

(実行委員会)

- 第7 実行委員会は、必要に応じ、委員長が招集し主宰する。
- 2 実行委員会は、次の事項を審議し、決定する。
    - 一 事業運営の基本方針
    - 二 事業計画
    - 三 予算及び決算
    - 四 その他事業に関する事項で実行委員会が必要と認める事項

(運営委員会)

- 第8 実行委員会に運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、委員長、副委員長、常任委員及び実行委員会が必要と認めた者で構成する。
  - 3 運営委員会は、必要に応じ、委員長が招集し主宰する。
  - 4 運営委員会は、事業の企画及び運営に関する事項を審議する。

(部会)

- 第9 実行委員会は、各事業の企画、運営を行うため、必要があるときは部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員及び実行委員会が必要と認めた者をもって構成する。
  - 3 部会長は、各部会の構成員の中から互選する。
  - 4 部会を別名グループで称することができる。

(経費)

- 第10 実行委員会の運営に係る経費は、分担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第11 会計年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(報告等)

第 12 実行委員会は、東京都及び東京都消費者月間団体連絡会議から会計経理に関し報告を求められた場合、又は帳簿書類その他の証票類について検査を求められた場合は、速やかに対応するものとする。

(事務局)

第 13 実行委員会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

(実績報告)

第 14 実行委員会は、事業が終了したときは、速やかに実績報告書に収支決算書を添えて、東京都及び東京都消費者月間団体連絡会議に提出するものとする。

(解散)

第 15 実行委員会は、第 3 に定める事業及びこれに付随する事務が終了した日の翌日をもって解散するものとする。

(補足)

第 16 この規約に定めるもののほか実行委員会の運営に必要な事項は、実行委員長が副委員長及び常任委員と協議して定める。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。